

平成 26 年第 7 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成26年第7回教育委員会会議

1 日 時 平成26年3月27日（木） 13時30分～14時53分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

委員長	山 中	善 夫
委員	臼 井	博
委員	池 田	官 司
委員	阿 部	夕 子
委員	町 田	隆 敏
教育次長	西 村	喜 憲
生涯学習部長	梅 津	康 弘
学校施設担当部長	渡 邊	寛 也
給食担当課長	小田原	史 佳
給食係長	小 林	夏 実
学校教育部長	金 山	正 彦
教育推進課長	井 口	誠 一
学事係長	村 田	行 信
学事係員	大 西	俊 之
中等教育学校担当課長	宮 地	宏 明
中等教育学校担当係長	村 上	玄 光
中等教育学校担当係長	小 林	直 人
中等教育学校担当係員	柴 垣	孝 治
中等教育学校担当係員	松 本	剛 典
教職員課長	油 屋	誠
服務担当係長	内 山	和 哉
教職員係員	松 本	崇 弘
総務課長	杉 村	亮
庶務係長	井 上	達 雄
書 記	市 川	涉

4 傍聴者 3名

5 議 題

- 議案第1号 札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する等の規則案
- 議案第2号 札幌市学校給食用食品工場等選定委員会規程の一部を改正する訓令案
- 議案第3号 札幌市立高等学校入学料等に関する条例施行規則の全部を改正する規則案
- 議案第4号 札幌市立高等学校学則の一部を改正する規則案
- 議案第5号 札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則案
- 議案第6号 札幌市立高等学校及び幼稚園職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案
- 議案第7号 札幌市立高等学校及び幼稚園職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則案
- 議案第8号 札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案
- 議案第9号 札幌市教科用図書選定審議会条例施行規則の一部を改正する規則案
- 議案第10号 中等教育学校の開校に向けた兼務発令について
- 議案第11号 教職員に対する懲戒処分について
- 議案第12号 教職員に対する懲戒処分について

【開 会】

○山中委員長 これより、平成26年第7回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議の会議録の署名は、池田官司委員と阿部夕子委員にお願いいたします。

また、池田光司委員から、所用により、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

それから、本日の議案第10号から第12号につきましては、職員の人事に関する事項のため、それぞれ教育委員会会議規則第14条第2号の規定により、公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、本日の議案第10号から第12号につきましては、公開しないことといたします。

議案の説明、審議につきまして、事務局から要望がありましたので、申し上げます。

議案第1号及び第2号は、どちらも新年度の事務局の組織体制に関する規則等の改正に関わる案件であり、議案第3号及び第4号は、高校の授業料に関わる案件、議案第5号から第9号は、いずれも中等教育学校に関わる案件のため、今申し上げた議案第1号と2号、3号と4号、5号から9号については、事務局としては、説明を一括して行い、あわせて、審議も一括して行う方法で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、そのようにいたします。

【議 事】

◎議案第 1 号 札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する等の規則案

◎議案第 2 号 札幌市学校給食用食品工場等選定委員会規程の一部を改正する
訓令案

○山中委員長 まず、議案第 1 号及び第 2 号について、事務局からご説明をお願いします。

○生涯学習部長 議案第 1 号「札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する等の規則案」及び議案第 2 号「札幌市学校給食用食品工場等選定委員会規程の一部を改正する訓令案」について、あわせて説明いたします。

議案第 1 号の規則案の内容としては、大きく 2 点あります。

1 点目は、平成 26 年度に、生涯学習部学校施設課及び保健給食課の新設、それから、学校教育部の再編等を内容とする教育委員会事務局の機構改革を行う予定のため、それに伴い、各課の事務分掌を変更するとともに、必要な規定を整備するため、札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正するものです。

それから、大きな 2 点目としては、先の 1 月 24 日の教育委員会会議において、「札幌市資料館条例の一部を改正する条例案」の提出に関し意見をいただきましたが、教育委員会が事務を所管しております札幌市資料館については、本年 7 月に開催する札幌国際芸術祭の会場の一つとして使用されるなどして、札幌市の文化芸術及び観光の振興等に寄与する施設として位置づけられます。その事務も観光文化局に移管することから、札幌市教育委員会が所管する札幌市資料館条例施行規則を廃止するというものです。これが第 1 号の内容です。

それから、議案第 2 号の改正は、議案第 1 号の 1 点目の説明と同様で、機構改革に伴い、学校給食用のパン、麺及び米飯の加工工場の選定等を適正に行うために設置をしている学校給食用食品工場等選定委員会の所管課を現在の管理課から新設の保健給食課に改めるなど、規定の整備を行うものです。

説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

○池田（官）委員 これまでの管理課から学校施設課に機構が変更されることの理由、背景について、もう少しご説明いただきたいと思います。

○学校施設担当部長 今まで、学校施設担当で所管していたのが管理課と計画課ということで、それぞれ給食担当、栄養指導担当、配置計画担当という担当

課長がついているような状況でしたが、管理課の管理係、管理担当と計画課を今回一緒にして学校施設課にするものです。

管理課というのは、主に備品・物品関係のものや、学校図書の関係などを所管しておりまして、一方、計画というのは、学校の建築に係る部分を所管して、今後、学校の施設面での物品関係と建物の関係を一体的に運用していくのが良いだろうということで、今回、学校施設課という形にしています。

それから、下に整備保全担当課長というものが新たにつくるのですが、こちらは技術職、いわゆる建築職の課長を今回配属しております。

今までの計画課長は事務職の課長だったのですが、新たに整備保全担当課長を設けて、今後の学校施設の改築をどのように計画的に進めていくか、といったことをここで検討し、実施していくという趣旨で、学校の施設面の関係を一元化するというご理解ください。

○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、第1号、第2号の二つの議案については、提案どおり決定ということにいたします。

◎議案第3号 札幌市立高等学校入学料等に関する条例施行規則の全部を改正する規則案

◎議案第4号 札幌市立高等学校学則の一部を改正する規則案

○山中委員長 次に、議案第3号及び第4号について、事務局からご説明をお願いします。

○学校教育部長 議案第3号「札幌市立高等学校入学料等に関する条例施行規則の全部を改正する規則案」と議案第4号「札幌市立高等学校学則の一部を改正する規則案」について説明いたします。

初めに、議案第3号の条例施行規則についてです。

4月1日から高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行により、4月1日以降の新入学生から、原則、授業料を徴収できるようになります。

この法改正に伴い、1月24日開催の教育委員会会議において、授業料月額として全日制9,900円、定時制2,700円とする内容の札幌市立高等学校入学料等に関する条例の一部を改正する条例案について決定いただき、現在開会中の平成26年第1回定例市議会に提出しております。

条例の改正に伴い、札幌市立高等学校入学料等に関する条例施行規則の全部を改正する必要があることから、今回、議案として提出するものです。

それでは、具体的な改正内容を説明いたしますので、議案第3号の新旧対照表の右側、改正後の欄をご覧ください。

まず、第2条から第4条にかけて、授業料の納付方法、納期、収納について規定しております。

次に、一番下、第5条により、就学支援金を本市授業料債権の弁済に充てる場合には、第3条にある納期を適用せず、授業料を徴収しないこととしております。

また、次のページですが、第6条で授業料等の減免規定を設けております。

対象者としては、所得制限で就学支援金が支給されない者が被災したときや、失業したときなど、授業料の納付が困難になった場合を想定しております。

さらに、授業料や入学料、入学手数料の納付方法、減免に係る手続を規定するとともに、各条に見出しをつけるなど、文言整理を行っております。

次に、議案第4号の学則について説明いたします。

提案の理由につきましては、まず、新旧対照表の4枚目の左側、第20条の2項のところで、授業料を原則徴収することとしていましたので、ここにある授業料を徴収しない規定を削除いたします。

さらに、3月7日の教育委員会会議において決定いただきました札幌市立中等教育学校学則と整合性をとるため、本学則で規定されていなかった部分につ

いてあわせて規定しております。

第5条をご覧ください。

右側の第5条の2、新教育課程につきましては、中等教育学校の学則に倣いまして、本学則に第5条2ということで規定いたしました。

次に、第17条のところでは復学の規定についても規定いたしました。

そのほか、各条に見出しをつけるとともに、様式類も含めた文言整理を行っております。

最後に、両規則の施行期日につきましては、札幌市立高等学校入学料等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日が4月1日であることから、これも同日とし、改正条例案が可決された場合に行うものであることを申し添えます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。ご質問、ご意見はありますか。

市議会における条例改正は、いつを予定していますか。

○学校教育部長 明日3月28日です。

○山中委員長 そうすると、この教育委員会会議としては、その成立が前提になるのですか。

○学校教育部長 そうです。

○池田（官）委員 改正後の学則については、過去に授業料をいただいていた頃の部分そのままですか。前に授業料をいただいていたときの学則から、今回の改正に当たって、修正した部分とか変わった部分があれば、教えていただきたいです。

○学校教育部長 先ほど、中等教育学校の学則を定めた関係で、こちらの学則に載っていなかった教育課程等の届け出や、復学などは中等教育学校に倣って整備しております。

○山中委員長 ほかにいかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、これも提案どおり決定となりますが、先ほど確認し

ましたように、明日の市議会で条例が可決される前提となります。
議案第3号及び第4号は決定とします。

◎議案第5号 札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則案

◎議案第6号 札幌市立高等学校及び幼稚園職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案

◎議案第7号 札幌市立高等学校及び幼稚園職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則案

◎議案第8号 札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案

◎議案第9号 札幌市教科用図書選定審議会条例施行規則の一部を改正する規則案

○山中委員長 続いて、議案第5号から第9号までの説明をお願いします。

○学校教育部長 議案第5号から第9号につきまして、市立札幌開成中等教育学校の設置に関わるものであるため、あわせて説明いたします。

現在、市立札幌開成中等教育学校の開校に向け準備を進めており、開校前年の平成26年度からは、入学者決定や教科書採択などの具体的な取り組みを進める必要があることから、教員発令等を行い、開校準備体制を整えることを考えております。

このたび、3月12日付で、開成中等教育学校の設置について、北海道教育委員会から設置の認可を受けたことから、これを踏まえ、必要な規則の改正案をまとめましたので、ご審議いただきたいと考えております。

参考資料①市立札幌開成中等教育学校開校関係議案一覧をご覧ください。こちらの資料で今回ご審議いただきたい議案名と改正内容案についてまとめております。

まず、議案第5号の「札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則案」ですが、こちらは、平成26年3月12日付で北海道教育委員会から開成中等教育学校の設置が認可されたことから、開校準備を本格化させることを目的に、平成26年4月1日付で開成中等教育学校の設置に係る部分について施行するものです。

続きまして、議案第6号の「札幌市立高等学校及び幼稚園職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案」です。

当該条例案につきましては、1月24日の教育委員会会議でご審議いただき、既に第1回定例市議会に提出しているところです。通常であれば、施行期日についても当該条例案の中で整理して提出するところですが、学校設置の認可が必要であったことから、別に教育委員会が定めるとしておりました。

このたび、北海道教育委員会から学校設置認可が得られたことから、当該勤務条件条例についても、学校設置条例と同日の平成26年4月1日に施行することを定めるものです。

続きまして、議案第7号の「札幌市立高等学校及び幼稚園職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則案」です。

これは、当該勤務条件条例が改正されたことに伴い、関連する所要の規定整備を行うものであります。

続きまして、議案第8号の「札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案」ですが、これは、先ほどの勤務条件条例等、当該規則が引用している条例、規則の題名が変更されていることから、所要の規定整備を行うものであります。

最後に、議案第9号の「札幌市教科用図書選定審議会条例施行規則の一部を改正する規則案」です。

平成27年度に使用する開成中等教育学校の教科書につきましては、他の市立学校の教科書と同様に、本年8月末までには教科書採択を行う必要があります。

教科書採択に当たっては、教科用図書選定審議会条例に基づき、札幌市教科用図書選定審議会に校種ごとに部会を置き、調査研究を行っております。

今回の規則改正は、当該審議会に中等教育学校部会の規定を定めるものです。

規則改正についての説明は以上ですが、ご参考までに、今後の具体的な開成中等教育学校の教科書採択について説明いたします。

参考資料②をご覧ください。

まず、平成26年度教科書の採択の流れについて説明いたします。

(1)の前期課程につきましては、法律で学校ごとに教科書採択を行うこととされており、ただ、この開成中等教育学校については、その成果を他の市立中学校の課題探究的な学習の発展に生かしていくことも設置の大きな意義の一つであることから、平成27年度の教科書につきましては、市立中学校と同じ教科書を使用することを想定しております。

この場合、平成26年度については、教科用図書選定審議会における調査研究に関する諮問を行わず、8月頃に実施する教育委員会会議において、他の市立中学校が使用している教科書を採択することとなります。

次に、(2)の後期課程につきましては、他の市立高校と同様、学校ごとに採択することとなります。

続きまして、2「平成26年度以降の教科用図書選定審議会の実施予定」をご覧ください。

この表は、向こう3年間でどの教科書を採択するかを表しております。

表の下、3段にあります中等教育学校後期課程、高等学校、特別支援教育については毎年採択替えを行っております。

中等教育学校前期課程につきましては、法令で中学校と同じ時期に教科書採択をすることとされていますので、中学校の採択時期となる平成27年度にも採択替えを行うこととしております。

また、表の下の米印にも記載がありますが、前期課程の採択に当たっては、中学校部会の委員が兼任し、後期課程の採択に当たっては、高校部会の委員が兼任し、調査研究を行うことを予定しております。

いずれにしましても、採択に関する具体的な内容につきましては、5月ごろに開催する教科用図書選定審議会への諮問内容を決定する教育委員会会議の中で改めて確認していただくことを考えております。

以上が、本日ご審議いただきたい中等教育学校関係の規則改正の説明です。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○臼井委員 給与に関して、中等教育学校の場合には、いわゆる前期課程は義務教育となるわけですが、その場合に、義務教育関係に関わる先生の給与は道費負担ということになるのでしょうか。それとも、市立学校で一括して札幌市のということになるのでしょうか。

○学校教育部長 前期のほうは、義務教育となりますので、道費負担です。

○山中委員長 議案第5号の関係で、平成26年4月1日付で開成中等教育学校を設置するということは、形式上は、この日が開校になるのでしょうか。

○中等教育学校担当課長 学校としてはそうですね。開校です。

○山中委員長 開校記念日というのはこの日にはならないのですか。

○中等教育学校担当課長 それはまた、校長が考えることになると思います。

○山中委員長 形式的には今度の4月1日から開校ということにはなるのですね。特にありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、この提案どおり決定することにさせていただきます。
以上をもちまして、この後は公開しない議案となりますので、傍聴の方は退席していただくようお願いいたします。

以下 非公開